

実質的に強制適用となる新会計！ “経営に役立つ会計”が新会計のポイント “経営に役立つ会計人”養成講座 「総合的な運用の仕組み」を初公開！

まもなく公表、適用開始へ

すべての中小企業が最低限守らねばならない会計ルールであり、会社法に適法な決算書を作成するルールである中小企業の新会計を、金融機関や経営者は今か今かと待ち望んでいます。まもなくパブリックコメントが募集され、遅くとも年内には公表の予定です。

実質的に強制適用！

この新会計は、実質的に中小企業に強制適用されるものです。

- ①金融庁が事務局に加わっているため、500行以上の地域金融機関への監督を通じて普及・徹底が図られます。融資に際しては新会計に基づく決算書の提出が当然求められます。既に今年5月に金融庁は監督指針を大幅に改正済みです。
- ②経済産業省・中企庁も2万人の中小企業診断士や中小企業大学校・60個所の経営支援センター・中小企業関係団体などを通じて、経営者へ新会計を普及するとしています。中政審では、新会計を前提にした中小企業支援策の審議

を既にこの5月からスタートしています。

- ③日商も500個所の商工会議所や8,000人の経営指導員などを通じて、経営者に普及し活用を図る構えです。実は、「経営者が活用しようと思える会計」とのキャッチフレーズは日商の提案によるものです。経営者が会計専門家に指導されるのではなく、自身が経営に役立つ会計を使う、こうした潮流がまもなく堰を切ります。

毎月の顧問料が消滅する!?

新会計は、「経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ」もので「中小企業に過重な負担を課さない」ものとの考えに立っています〔新会計の総論案1. 目的(3)〕。このままでは、会計事務所の会計サービスが大きな試練に直面します。

- ①ひとつは、会計業務を税務の専門家をお願いする必要がないと経営者が考え始める点です。新会計の普及の(副)作用?として、経営者が理解しやすいものだから過重な負担を覚悟して税務の専門家に頼まなくともいいのだ、などといった風潮が徐々に浸透すると思われるのです。

開催概要

第1講	2011年10月18日(火) 18:00~20:30 新会計を徹底して理解する	対象	会計人(税理士・公認会計士、事務所スタッフ)	
第2講	2011年10月25日(火) 18:00~20:30 「財務会計」と経営に役立つ会計の違いを理解する	会場	櫻庭公認会計士事務所	
第3講	2011年11月22日(火) 18:00~20:30 経営に役立つ会計を理解する	会費	入会金 3万円 受講料 12万円	定員 15名
第4講	2011年12月13日(火) 18:00~20:30 経営に役立つ会計の各種技法を理解する	講師	櫻庭 周平(税理士・公認会計士) 元上場企業役員(経理部長・経営企画室長) 日税連 会計参与相談員(現任) 東京地方裁判所 司法委員(現任) 文科省認可ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授(現任) Cornell University RMP of Japan 講師(現任) NPO 法人会計参与支援センター 理事長(現任) 中企庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会WG」委員(現任) 経産省「中小企業政策審議会 企業力強化部会」臨時委員(現任)	
第5講	2012年1月24日(火) 18:00~20:30 会計情報・経営情報から経営問題を発見し改善する手法を理解する			
第6講	2012年2月14日(火) 18:00~20:30 経営に役立つ会計の整備と運用を理解する			

ではどうするか？

会計サービスの内容を、「経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ」ものに切り替えることです。

②もうひとつは、自社の経営状況を把握するために会計の専門家をお願いする必要がないと経営者が考え始める点です。実は外部報告用の損益計算書や貸借対照表をいくら加工しても、経営に役立てるためには限界があるのです。

ではどうするか？

実は会計情報の半分しか、多くの中小企業では使われていないのです。それはどういうことか、どうすれば経営状況を把握できるようになるのか、経営者にアドバイスできるのか、基本

を学んでいただく必要があります。

どう対応する？

経営に役立つ会計にチャレンジする覚悟のある会計人を対象に、

- ・基礎レベルから実務レベルまでの、経営に役立つ会計のノウハウ
- ・現場で経営課題を改善改革するための、経営のノウハウ

を提供する会計人向けの講座を開講することとしました。

本講座の詳細につきましては、以下のホームページをご参照下さい。

(<http://sakuraba-cpa.typepad.jp/training/>)

◆お問い合わせ：櫻

〒100-6511 東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビル
e-mail : info@sakuraba-cpa.com

公認会計士事務所

丸の内ビル11F TEL03-5219-8652 FAX03-5219-8653
URL : <http://www.sakuraba-cpa.com>